

## 令和6年度人事院給与勧告への対応について

### 1. 令和6年度人事院給与勧告と本学における影響額

令和6年度人事院給与勧告は、月例給で若年層を重点に初任給の大幅に引き上げる（全年齢層で平均3%）など、民間給与の状況を反映して約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなるほか、地域手当の改定（札幌市は令和8年度から3%→4%）など、大幅な改定となる。

（人事院勧告の詳細は資料3・4ページ参照）

これに準拠し、従前通り令和6年4月に遡及実施した場合、令和6年度以降の影響額は以下のとおりで、これまでにない規模の影響額が生じる見込みであり、単年度だけではなく、後年度にわたり負担増が継続することとなる。

年度・事項	全学分	病院分	合計
<b>令和6年度</b>	<b>+4.4億円</b>	<b>+4.0億円</b>	<b>+8.4億円</b>
（月給制）基本給・賞与・諸手当	+4.4億円	+4.0億円	+8.4億円
基本給（3.0%引上げ）	+3.1億円	+3.4億円	+6.5億円
賞与（0.1月引上げ）	+1.0億円	+0.5億円	+1.5億円
寒冷地手当（11.3%引上げ）	+0.3億円	+0.1億円	+0.4億円
<b>令和7年度</b>	<b>+6.2億円</b>	<b>+4.2億円</b>	<b>+10.4億円</b>
（月給制）基本給・賞与・諸手当	+4.4億円	+4.0億円	+8.4億円
（年俸制）基本給・賞与・諸手当	+1.8億円	+0.2億円	+2.0億円
<b>令和8年度以降</b>	<b>+8.3億円</b>	<b>+5.1億円</b>	<b>+13.4億円</b>
（月給制）基本給・賞与・諸手当	+4.4億円	+4.0億円	+8.4億円
（年俸制）基本給・賞与・諸手当	+1.8億円	+0.2億円	+2.0億円
（月給制）地域手当（3%→4%）	+1.5億円	+0.8億円	+2.3億円
（年俸制）地域手当（3%→4%）	+0.6億円	+0.1億円	+0.7億円

### 2. 令和6年度人事院給与勧告への対応方針

本学役職員の給与については、国立大学法人法が準用する独立行政法人通則法において、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与、並びに当該法人の業務の実績等を考慮して定めることとされていることから、本学役職員の給与を適切に定める上で、人事院による給与勧告に関する見解の内容は、重要な判断材料としてきた。

令和6年度の人事院勧告については、これまでにない規模の影響額が生じる見込みであり、人件費に連動した運営費交付金の増加がない中で、教育研究・診療等に与える影響が最小限となるよう、執行部において慎重に検討を進め、本学の方針としては、人事院給与勧告の内容に準拠するが、実施は令和7年4月からとする方針とし、今後、教職員組合への説明や過半数代表者への説明及び意見聴取など、関連就業規則の改正にかかる必要な対応について進めていく。

なお、役員の給与については、令和7年度は据え置くこととする。

### 3. HU VISION 2030 実現に向けた取り組みの加速・強化

第4期中期目標期間における運営費交付金の配分ルールによる基幹経費の逓減や光熱費をはじめとする物価高騰及び人事院給与勧告等の影響により、国立大学法人を取り巻く状況は大変厳しく、そのような中でも本学に対する社会の負託に添えていくためには、HU VISION 2030 で示したように、経営体としての大学の機能を強化し、教職員のパフォーマンスを一層高めていける組織を目指していく必要がある。

本学においては、これまでHUビジョン2030に基づいて必要な業務見直しや人事制度改革、財政基盤の強化等に取り組んできたところであるが、改めてそのようなVISION実現に向けた取り組みを一層加速し、強化していくこととする。

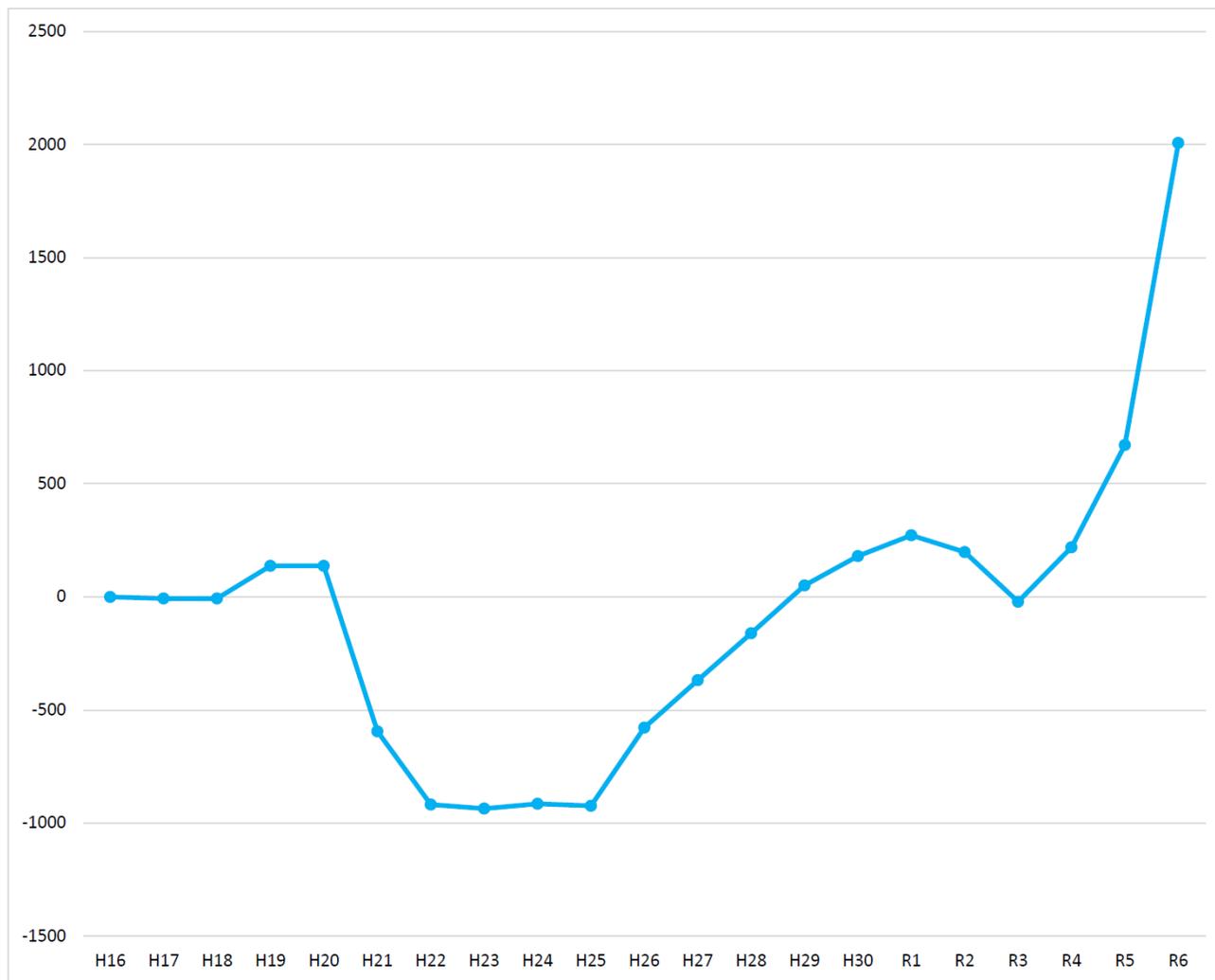
# 法人化以降の人事院給与勧告に伴う影響額

法人化以降の影響額

勧告年	影響額	基本給	賞与
平成16年	-	-	-
平成17年	▲ 7百万円	▲0.3%	+0.05月
平成18年	-	-	-
平成19年	144百万円	+0.1%	+0.05月
平成20年	-	-	-
平成21年	▲ 731百万円	▲0.2%	▲0.35月
平成22年	▲ 324百万円	▲0.1%	▲0.20月
平成23年	▲ 18百万円	▲0.2%	-
平成24年	21百万円	号俸調整	-
平成25年	▲ 8百万円	55歳超昇給停止	-
平成26年	345百万円	+0.3%	+0.15月
平成27年	210百万円	+0.4%	+0.10月
平成28年	207百万円	+0.2%	+0.10月
平成29年	211百万円	+0.2%	+0.10月
平成30年	130百万円	+0.2%	+0.05月
令和元年	92百万円	+0.1%	+0.05月
令和2年	▲74百万円	-	▲0.05月
令和3年	▲220百万円	-	▲0.15月
令和4年	241百万円	+0.1%	+0.10月
令和5年	452百万円	+1.1%	+0.10月
令和6年	1335百万円	+3.0%	+0.10月
計	2006百万円		

人事院勧告に伴う影響額(累積)

(単位:百万円)



※病院トータル運用・保育園含む

## 令和6年人事院給与勧告について

## 人事院給与勧告の主な内容

## 1. 民間給与との較差に基づく給与改定

## ① 月例給

国家公務員給与と民間給与の較差（2.76%）を埋めるため、初任給及び若年層を重点に俸給月額を引き上げ、全体として平均3.0%引上げ

## ② ボーナス

民間の支給割合に見合うよう、年間支給月数を0.1月（期末手当0.05月、勤勉手当0.05月）分引上げ

〔年間支給月数（期末・勤勉計）：4.5月 → 4.6月〕

## ③ 諸手当

## (1) 初任給調整手当

医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、引上げ

〔支給限度額（月額）：51,100円 → 51,600円〕

## (2) 寒冷地手当

民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げるとともに、新たな気象データに基づき、支給地域を改定

## 寒冷地手当の手当額

（単位：円）

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	29,400 (26,380)	16,200 (14,580)	11,500 (10,340)
2級地	26,000 (23,360)	14,500 (13,060)	9,800 (8,800)
3級地	25,100 (22,540)	14,300 (12,860)	9,600 (8,600)
4級地	19,800 (17,800)	11,400 (10,200)	8,200 (7,360)

※（ ）は現行の手当額。なお、札幌市は2級地。

※実施時期 令和6年4月1日（①・②・③（1）、（2）（支給月額の改定））、  
令和7年4月1日（③（2）（支給地域の改定））

## 2. 社会と公務の変化に応じた給与制度のアップデート

### ① 俸給表

- ・ 係長級から本府省課長補佐級（行政職俸給表（一）3級～7級）では、初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を引上げ
- ・ 本府省課室長級（行政職俸給表（一）8級相当以上（注））では、昇格時の俸給上昇幅を拡大し、昇格により給与が大きく上昇する仕組みへ見直し  
（注）本学：一般職（A）8級（部長）、教育職5級（教授）相当

### ② 昇給

行政職俸給表（一）8級相当以上の昇給は、昇格による給与上昇を基本とし、勤務成績が特に良好である場合に限り行う

### ③ 諸手当

#### （1）地域手当

都道府県単位（中核的な市は個別指定）とし、級地を5段階に削減（3年間で段階的に実施）

〔札幌市は個別指定：7級地 3% → 5級地 4%（令和7年度は3%）〕

#### （2）扶養手当

配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当を引上げ（2年間で段階的に実施）

#### 扶養手当の手当額

（単位：円）

		年度	（現行）	（経過措置）	（完成後）
			令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
扶養親族	行政職俸給表（一）7級以下		6,500	3,000	廃止
	行政職俸給表（一）8級		3,500	廃止	
	行政職俸給表（一）9級以上		支給しない		
子			10,000	11,500	13,000

※扶養親族である子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの間は上記の額に5,000円を加算  
上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

#### （3）通勤手当

支給限度額を引上げ〔55,000円 → 150,000円〕

※実施時期 令和7年4月1日（地域手当及び扶養手当は段階的実施）